

令和6年度阪南市国民健康保険の保険料を改定します

国民健康保険（国保）は、同じ地域に住む人たちが相互扶助の精神に基づいて、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、保険料を出し合いお互いに助け合う制度です。その保険料は、国保加入者がお互いの医療について支え合う「医療費分」と、後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」の3つで構成されています。

国民健康
保険料

=

医療費分
(加入者全員が対象)

+

後期高齢者支援金分
(加入者全員が対象)

+

介護納付金分
(40歳～64歳が対象)

【保険料の算出について】

令和6年度から、大阪府内市町村は統一保険料率を用い、保険料を計算することになりました。
そのため、下記の令和6年度の保険料率は、大阪府が示す市町村標準保険料率です。

◆令和6年度の保険料率◆ 今年度から保険料は1円単位となります。

区 分		令和5年度	令和6年度（改定後）	増減
医療費分	①所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 9.18%	料率 9.56%	+0.38%
	②均等割 加入者1人あたりの金額	33,730円	35,040円	+1,310円
	③平等割 1世帯あたりの金額	33,698円	34,803円	+1,105円
	保険料	①+②+③		
	最高限度額（変更していません）	650,000円	650,000円	変更なし
後期高齢者支援金分	④所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.97%	料率 3.12%	+0.15%
	⑤均等割 加入者1人あたりの金額	10,584円	11,167円	+583円
	⑥平等割 1世帯あたりの金額	10,574円	11,091円	+517円
	保険料	④+⑤+⑥		
	最高限度額	200,000円	220,000円	+20,000円
介護納付金分	⑦所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.61%	料率 2.64%	+0.03%
	⑧均等割 加入者1人あたりの金額	19,552円	19,389円	▲163円
	⑨平等割 1世帯あたりの金額	0円	0円	変更なし
	保険料	⑦+⑧+⑨		
	最高限度額（変更していません）	170,000円	170,000円	変更なし

（注）基準総所得金額とは、世帯内の国保加入者ごとの総所得金額から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を引いた合算金額のことです。

○低所得者に対する保険料軽減（政令軽減）について

国民健康保険料は、所得に応じて均等割・平等割を7割・5割・2割軽減することになっています。
令和6年度の基準額は、以下のとおりです。

- 【2割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 54.5万円 × 被保険者数
- 【5割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29.5万円 × 被保険者数
- 【7割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

（注）給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する方のことです。

○未就学児に係る均等割の減額について

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和4年度から国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方）に係る均等割の2分の1を減額します。なお、均等割について、既に政令軽減が適用される世帯については、政令軽減後の均等割の2分の1を減額します。